

# 委員会報告

## 決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会は、平成26年第3回定例会で委員8名で設置、平成25年度串本町決算認定19件の審査の外、書類審査の権限を委任付託されました。

委員会は10月9日から24日までの内5日間開催

○代表監査委員に決算監査の報告を受け、「滞納への対応」、「国保会計の赤字解消」、「串本病院・水道事業の経営改善」等について質疑を行い、続いて全会計について担当課長等の出席と関係資料の提出を求め審査を行い、特に問題点が指摘された次の項目について、10月17日町長への質疑を行いました。

- 財産に関する調書の正確な整備
- 各種団体への補助金の適正な執行方
- 国保事業住民説明会と対応方
- 病院・水道事業の累積赤字の対処
- 国体実施と串本のアピール対策

質疑終了後採決を行い、全会計の決算は全員一致で認定と決しました。

委員長 川勝 昇、副委員長 橋爪和雄、佐藤武治、寺町 忠、沼谷美次、芝山定史、仲江孝丸、長脊 守

## 平成26年度 委員長・副委員長研修

日時 平成26年11月21日(金)  
 場所 和歌山県自治会館  
 演題 「委員会運営と町村議会を取り巻く諸情勢」  
 講師 全国町村議会議長会  
 議事調査部長 三宅達也 氏



I.議会の役割 II.委員会の種類 III.委員会の権限  
 議会における諸問題については全国他町村の例をあげて説明をしていただきました。  
 参加者 寺町・水口・橋爪・川勝・沼谷・芝山

## 公職選挙法による禁止事項 虚礼廃止にご理解・ご協力を!!

串本町議会では、虚礼を廃止した議員活動を行っています。

### ①. 政治家の寄付(寄贈)行為の禁止

政治家(候補者、候補者となろうとするもの及び現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。  
 冠婚葬祭、慶事、見舞い及び各種行事における寄付行為は禁止されています。  
 (本人が出席する結婚式の祝儀、香典等は除く)



### ②. 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、脅迫(おどす)してあるいは政治家を陥れる(だます)目的で寄付を求めると処罰されます。



### ③. 後援団体の寄付の禁止

後援団体が、選挙区内のある者に対して、花輪・香典・祝儀などを出すと処罰されます。

### ④. 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内のある者に対して、年賀状等あいさつ状を出すことは禁止されています。

\*ただし、答礼のための自筆によるものは禁止されていません。

### ⑤. あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ状を出すと処罰されます。



公民権の停止 上記①、②、③、⑤によって処罰されると公民権停止となります。

# 委員会報告

## 議会運営委員会 視察報告

平成26年10月5日(日)から10月7日(火)まで、2泊3日の日程で神奈川県大磯町、開成町への視察研修を行った。

10月6日午前10時 大磯町役場を訪問、議会改革と議会の活性化について研修。  
 大磯町議会では、議会基本条例の制定、議会報告会、一般質問の質問時間の通告制、一般会議の開催等議会改革への取り組みがよく理解できた。  
 また、議員の半数以上が女性議員で、そのことが議会の活性化につながっていると話されていた。  
 もともと住民の行政に対する意識の高い町だったようだが、女性議長の誕生によりますます高まったようで、やはり女性の力は大きいのか…?とつくづく思った。

11時30分 研修終了。



大磯町役場

お忙しい中、奥津勝子 議長・吉川重雄 議会運営委員長・清水弘子 福祉文教常任委員会委員・二宮加寿子 総務建設常任委員会委員から説明を受けました。

同日、13時45分 開成町役場を訪問、議会の活性化と開かれた議会運営について研修。  
 開成町議会では、議会基本条例の制定、通年議会、町長の逆質問権と一般質問の答弁骨子、議会報告会、日曜議会の開催と、ここでも積極的に議会の活性化と開かれた議会運営に取り組んでいることを痛感させられた。

15時20分 研修終了。



開成町役場

お忙しい中、小林哲雄 議長・井上宜久 副議長から説明を受けました。



今回の研修に参加して、議会改革・議会の活性化については、議員一人ひとり町民の対場に立って、小さなことにも目を向けて真剣に取り組まなければならないと感じた。  
 また、女性議員が入ることで、議会全体の意識が変わってくるということが伝わってきた。  
 この研修で得たことを今後活かして、一つずつできることから改革していければと思った。

議会運営委員長 寺町 忠